

令和7年12月16日

入札参加業者 各位

桜川市 総務部 財政課

公共工事の入札に係る工事費内訳書の取り扱いについて

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）に、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として 国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

また、提出された内訳書について、地方公共団体がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨が規定されており、本市においても法の趣旨を受け、下記のとおり取り扱いいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 提出された内訳書の具体的な取り扱い

- ・内訳書の内容に不備がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

【例】入札書の提出者名や工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違など

- ・談合が疑われるときは提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて関係機関への内訳書の提出や入札の中止手続きを行います。
- ・開札から直ちに行われる再度入札（2回目以降）については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書の提出は求めません。

2. 内訳書に記載が必要な経費等について

- ・材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載が必要になります。

3. 内訳書様式について

- ・内訳書の様式は自由です。記載が必要な事項を反映した参考様式をお示ししますので、必要に応じて活用してください。

4. 実施時期

- ・令和8年1月1日以降に公告又は通知の入札から実施します。